

年末くまもと交通・荷役労働災害防止キャンペーン

熊本労働局(局長 金成 真一)では、これから年末に入り物流量が増加することに伴い「交通・荷役労働災害」の増加が懸念されることから、荷役作業にかかる法改正事項(令和5年10月及び令和6年2月の労働安全衛生規則の改正)の周知徹底を図るため、陸上貨物運送事業労働災害防止協会熊本県支部(以下「陸災防熊本県支部」)をはじめ、テールゲートリフター及び昇降設備を取り扱う関係災防団体及び事業者団体と連携し、安全運転及び荷役作業における労働災害防止の呼びかけを行う「年末くまもと交通・荷役労働災害防止キャンペーン」を実施しました。

実施日	令和6年12月2日(月)
場所	熊本県上益城郡益城町福富1066-1 株式会社内田陸運 熊本営業所内
内容	昨年度実施したテールゲートリフターのデモンストレーションに加え、適正な保護具の選択と使用についての説明、平ボディ車の荷台への昇降設備の実体験を行った。

本キャンペーンは、冒頭に、熊本労働局の齊藤労働基準部長が、「熊本県内では10月末現在、陸上貨物運送事業の死傷者数は前年同期に比べ20人減少しているものの、荷役作業中における墜落・転落災害は前年同期に比べ11人増加し46人となっており、そのうち2人の尊い命が失われています。このように荷役作業時における労働災害が全国的にも後を絶たないことから、トラックでの荷役作業時における安全対策が強化され、労働安全衛生規則が改正され



齊藤労働基準部長挨拶

施行されました。テールゲートリフターは幅広い業種で活用されています。本日はこの改正を踏まえ、荷役作業時の保護帽の適正な選択と使用、テールゲートリフターの操作の実演、昇降設備の体験などを行うこととしていますので、注意すべき事項などを確認していただき、無災害で明るい年末・年始を迎えましょう。」と挨拶しました。



陸災防熊本県支部長挨拶

来落物用、墜落時保護用、電気用 7000V 以下)の確認方法、③荷役作業時においては墜落時保護用の保護帽を使用しなければならないこと、④保護帽に破損がない場合でも耐用年数を守り定期的に交換すること等について説明を行いました。

次に、陸災防熊本県支部でテールゲートリフターの特別教育の講師をされている石井様よりテールゲートリフター及び昇降設備の取り扱いの概要について説明が行われました。

続いて、陸災防熊本県支部長より挨拶がありました。

その後、まず熊本労働局健康安全課の担当者（近藤安全専門官）から「適正な保護帽の選択と使用」についてリーフレット「その保護帽（産業安全ヘルメット）正しく使用していますか？」を用いて、①保護帽は国家検定品でなければならないこと、②使用区分（飛



適正な保護帽の選択と使用についての説明



昇降設備の取り扱いの説明



テールゲートリフターの取り扱いの説明

さらに、石井講師の下、テールゲートリフター作業のデモンストレーション及び昇降設備の実体験を行いました。



**テールゲートリフターの
デモンストレーション**



昇降設備の実体験



輪留めの取り付け方の説明

昇降設備の実体験後に補足として、貨物自動車の輪留めの取り付け方法についても説明がありました。

石井講師の懇切丁寧な説明に参加者全員聞き入っていました。

石井講師には、この場を借りてお礼申し上げます。

最後に、熊本労働局の吉川健康安全課長が講評を行い、本キャンペーンを終えました。

熊本労働局では、昨年、小売業においてテールゲートリフターからの転落による死亡災害が発生したことから、今回、陸運事業者団体だけでなく小売業関係の団体等にも参加を呼びかけ実施しました。

今後も交通事故防止及び荷役災害の撲滅に向けた呼びかけを行ってまいります。



吉川健康安全課長の講評